

消防活動への応援協力に関する協定書

上田地域広域連合（以下「甲」という。）と長門運輸株式会社（以下「乙」という。）は、上田地域広域連合規約（平成10年長野県指令9地第1289号。）第4条第5号の消防に関する事務（消防団及び水利施設に関する事務を除く。）を共同処理する市町村（別表第5項の市町村欄に掲げる市町村。以下「丙」という。）で、消防が行う警戒、防除、鎮圧及び人命救助のための活動（以下「消防活動」という。）が必要な現場において、その被害を最小限度にとどめるための応援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、丙の区域内で消防活動が必要な災害又は事故等が発生、又は発生するおそれがある場合において、その被害を最小限度にとどめるため、甲が行う消防活動及び乙が行う応援協力について、適正かつ円滑な運営を期すため、必要な事項を定める。

（応援協力要請）

第2条 甲は、消防活動が必要な災害又は事故等において、消防活動の遂行に必要と認めるときは、乙に対し応援協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から応援協力の要請があったときは、特別な理由がない限り、応援協力を行うものとする。

（応援協力の内容）

第3条 前条に規定する応援協力は、次に掲げるものとする。

（1）乙の所有するクレーン車・レッカー車・建設機械等（以下「資機材」という。）の運搬、及び資機材を使用した活動

（2）乙の知識をもって行う、甲に対する助言

（3）その他、乙の応援協力が可能なもので、甲が必要と認めるもの

（要請手続）

第4条 甲は第2条第1項に規定する応援協力の要請を行うときは、応援協力要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請できるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

（要請に基づく乙の対応）

第5条 乙は、甲から第2条第1項に規定する要請を受けたときは、直ちに要請事項に対応するものとする。

（報告）

第6条 乙は、第2条第2項及び第3条に規定する応援協力を実施したときは、応援協力終了後、速やかに応援協力報告書（様式第2号。以下「報告書」という。）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

（経費）

第7条 第2条第2項及び第3条に規定する応援協力を要した経費は、乙から請求のあった場合に、甲が負担するものとする。

2 前項には、資機材の破損等による修理費は含まないものとする。

3 前各項の規定により負担する額は、甲乙の協議のうえ、決定するものとする。

（経費の支払）

第8条 前条の規定により、乙から経費の請求があった場合、甲がその内容が適当であると認めたときは、甲は速やかに支払うものとする。

(連絡責任者の届出)

第9条 甲及び乙は、この協定書の成立に係る連絡責任者を協定締結後速やかに連絡責任者届(様式第3号)により相手方に届け出るものとする。その内容に変更があった場合も同様とする。

(災害補償)

第10条 この協定に基づく業務に従事した者に係る災害補償は、その応援協力を受けた市町村の消防団員等公務災害補償条例の損害賠償の規定によるものとする。

2 前項のとおりでない場合には、甲乙間で協議のうえ、決定するものとする。

(第三者に対する損害賠償)

第11条 この協定に基づく業務に係る第三者に対する損害賠償は、乙に故意又は重大な過失がある場合には、乙が負うものとする。

2 前項のとおりでない場合には、甲乙間で協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から有効とする。

2 甲乙いずれから協定解消の申し出がなされた場合は、協定を解消する。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙間で協議のうえ、決定するものとする。

(補則)

第14条 この協定の運用に必要な事項に関しては、別に定める。

(附則)

第15条 この協定は、締結の日から施行する。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙が署名押印のうえ、各自1通保有する。

令和5年3月7日

甲 長野県上田市上丸子1612番地
上田地域広域連合
広域連合長

乙 長野県東御市和2110番地1
長門運輸株式会社
代表取締役 社長
